

岡山商科大学研究活動に係る不正行為に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、岡山商科大学（以下「本学」という。）教職員倫理規程（以下、「倫理規程」という。）第9条及び岡山商科大学告発に関する調査委員会（以下、「調査委員会」という。）内規第8条に基づき、研究活動に係る不正行為への対応の手続きを定める。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、「不正行為」とは、倫理規程第9条第2項に定めることをいう。

2 このガイドラインにおいて、「研究者」及び「研究管理者」とは、倫理規程第2条に定めるものをいう。

第1章 管理体制について

(管理体制)

第3条 研究活動を適正に行うための管理体制を次の各号の通り定める。

(1) 本学全体を統括し、研究活動について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

(2) 最高管理責任者を補佐し、研究倫理教育について統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「研究倫理教育責任者」という。）を置き、最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究倫理教育責任者が責任を持って研究倫理教育の推進が行えるよう、適切に指導しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は次の各号に定める役割を担う。

(1) 研究倫理教育の実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(2) 研究者及び研究管理者に対し、定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

第2章 告発窓口について

(告発の受付体制)

第4条 研究の不正行為に関する告発を受け付ける窓口（以下、「受付窓口」という。）は、岡山商科大学教職員倫理委員会（以下、「倫理委員会」という。）規程第6条に定める。

(告発の受付方法)

第5条 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて受け付ける。

2 告発は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付ける。

3 前号の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第6条 告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じる。

2 受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第7条 告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、倫理委員会の判断でその事案の調査を開始することができる。

2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、当該不正行為を指摘された者が所属する研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、告発があった場合に準じた取扱いをする。

第3章 告発の取扱いについて

(倫理委員会規程との関係)

第8条 告発の取扱いについては、倫理委員会規程第7条に定めるほか、以下、第9条及び第10条の定めにより行う。

(告発の取扱い)

第9条 告発について、他の研究・配分機関が調査を行う必要がある場合は、当該告発を回

付する。また、他の研究・配分機関に告発があり、本学が調査を行うべき場合は、当該告発の回付を受け付ける。

2 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。）に、告発を受け付けたことを通知する。

3 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認める場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

4 不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学が被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。

（告発者・被告発者の取扱い）

第10条 調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

4 悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けること、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどの周知を行う。

5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

第4章 調査の実施判断及び調査結果について

（倫理委員会規程との関係）

第11条 調査の実施判断及び調査結果の取扱いについては、倫理委員会規程第7条に定めるほか、以下、第12条から第14条の定めにより行う。

(調査の実施判断)

第12条 告発を受け付けた後速やかに、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について、調査委員会に予備調査を行わせることができる。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

3 倫理委員会は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。倫理委員会は、告発を受け付けた後、30日以内に本調査を行うか否か決定する。

4 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、倫理委員会は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(調査の実施判断後の対応)

第13条 本調査の通知及び報告については、以下の定めにより行う。

(1) 本調査を行うことを決定した場合、倫理委員会は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

(2) 倫理委員会は、文部科学省に本調査を行う旨報告する。

2 倫理委員会は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

3 倫理委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(調査結果の通知及び報告)

第14条 調査結果について、倫理委員会規程第8条に定める取扱いを行う他、速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査

結果を通知する。

- 2 前項に加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 3 悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者の所属機関にも通知する。
- 4 調査結果を配分機関等及び文部科学省に報告する際、その報告書に盛り込むべき事項については様式1に定める。

第5章 調査について

(調査委員会内規との関係)

第15条 調査については、調査委員会内規に定めるほか、以下、第16条から第20条の定めにより行う。

(調査を行う機関)

第16条 調査委員会は、倫理委員会規程第7条第3項の定めに基づき、調査を行う。

2 被告発者が本学以外の研究機関にも所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

3 被告発者が本学と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。

4 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を本学で行い、既に離職している場合、現に所属する研究機関が、本学と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。

5 第1項から第4項までによって、本学が告発された事案の調査を行うこととなった際は、被告発者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。

6 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、本学による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本学は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力する。

(本調査)

第17条 本調査の開始については、以下の定めにより行う。

- (1) 調査委員会は、本調査の実施の決定後、30日以内に本調査を開始する。
- 2 本調査の調査体制について、調査委員会内規に定める他、以下の定めにより行う。

(1) 調査委員会は、本調査に当たっては、本学に属さない外部有識者を半数以上加える。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

(2) 調査委員会は、委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査委員会が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

3 調査方法及び権限について、以下の通り定める。

(1) 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。この際、被告発者の弁明の聴取を行う。

(2) 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際は調査委員会の指導・監督の下に行う。

(3) 第3項第1号及び第2号に関して、調査委員会の調査権限について関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査がなされる場合、調査委員会は当該機関に協力を要請する。また、本学が協力を要請された場合は誠実に協力する。調査の対象となる研究活動調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

4 本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、告発された事案に係る研究活動に関して証拠となるような資料等を保全するよう当該研究機関に要請する。また、本学が他の研究機関から保全を要請された場合は誠実に協力する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

(認定)

第18条 本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を

行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項又は第2項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに倫理委員会に報告する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第19条 調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定の決定)

第20条 倫理委員会は、第19条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定の決定を行う。また、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断する。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定の決定をしない。

2 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定の決定をする。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

3 前条の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、倫理委員会が判断する。

第6章 不服申し立ての取扱いについて

(倫理委員会規程との関係)

第21条 不服申し立ての取扱いについては、倫理委員会規程第8条に定めるほか、以下、第22条の定めにより行う。

(不服申立て)

第22条 不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ倫理委員会が定めた期間内に、倫理委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第18条第2項を準用する。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、倫理委員会は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、倫理委員会が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 不正行為があったと認定の決定がされた場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。次項において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに倫理委員会に報告し、倫理委員会は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときには、倫理委員会は以後の不服申立てを受け付けないことができる。第1項の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに倫理委員会に報告し、倫理委員会は被告発者に当該決定を通知する。

5 倫理委員会は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、倫理委員会は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

6 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに倫理委員会に報告し、調査委員会は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、倫理委員会は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

7 第2項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、調査委員会は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、倫理委員会は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

8 第2項の不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに倫理委員会に報告するものとする。倫理委員会は、当該結果を告発者、告発者が所属

する機関及び被告発者、加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

第7章 調査結果の公表等について

(調査結果の公表)

第23条 調査結果の公表については、倫理委員会規程第8条の定めにより行う。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第24条 不正行為が行われたとの認定の決定があった場合、不正行為への関与が認定の決定がされた者及び関与したとまでは認定の決定がされないが、不正行為が認定の決定がされた論文等の内容について責任を負う者として認定の決定がされた著者（以下、「被認定者」という。）に対し、岡山商科大学教職員懲戒委員会は、適切な処置をとる。また、不正行為と認定の決定がされた論文等の取下げを勧告する。

2 告発が悪意に基づくものと認定の決定がされた場合、岡山商科大学教職員懲戒委員会は、当該者に対し適切な処置をとる。

(事務)

第25条 このガイドラインに関する事務は、総務企画課が行う。

(改廃)

第22条 このガイドラインの改廃は、倫理委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

附則 このガイドラインは、2015年4月1日から施行する。

(様式1) 調査結果の報告書に盛り込むべき事項

経緯・概要

○ 発覚の時期及び契機 (※「告発」の場合はその内容・時期等)

○ 調査に至った経緯等

調査

○ 調査体制 (※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置)

○ 調査内容

・ 調査期間

・ 調査対象 (※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕)

・ 調査方法・手順 (例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等)

・ 調査委員会の構成 (氏名・所属を含む。)、開催日時・内容等

調査の結果 (特定不正行為の内容)

○ 認定した特定不正行為の種別 (例：捏造、改ざん、盗用)

○ 特定不正行為に係る研究者 (※共謀者を含む。)

① 特定不正行為に関与したと認定した研究者 (氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号)

② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者 (氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号)

○ 特定不正行為が行われた経費・研究課題

〈競争的資金等〉

・ 制度名

・ 研究種目名、研究課題名、研究期間

・ 交付決定額又は委託契約額

・ 研究代表者氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号

・ 研究分担者及び連携研究者氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号

〈基盤的経費〉

・ 運営費交付金

・ 私学助成金

○ 特定不正行為の具体的な内容 (※可能な限り詳細に記載すること)

・ 手法

・ 内容

・ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途

○ 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

調査機関がこれまで行った措置の内容

(例) 競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

特定不正行為の発生要因と再発防止策

発生要因 (不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。)

(※可能な限り詳細に記載すること)

再発防止策